

一般社団法人熊本市薬剤師会 くまもと西部薬局無菌調剤室の共同利用に関する要綱

(目的)

第1条 本要綱は、一般社団法人熊本市薬剤師会（以下「甲」という。）の無菌調剤室（以下「本施設」という。）を利用して、無菌調剤室を有しない薬局（以下「乙」という。）の薬剤師が、中心静脈栄養法にかかる医薬品、その他医薬品の調製を行う場合の手続、利用方法等を定め、もって在宅医療の推進に寄与することを目的とする。

(利用の条件)

第2条 乙が本施設を共同利用できる条件は、甲と契約を締結し、薬事法施行規則に規定する様式第一又は様式第六のコピーを必ず提出することとする。又、調剤に従事する薬剤師は、甲が指定する研修講座の修了者であることとする。

(利用の申し込み)

第3条 本施設の利用希望者は、次に掲げる方法により甲に申し込みをすることとする。

(1) 予約

甲のホームページより、3日前までに予約の申請を行うものとする。

なお、予約の受付時間は、月曜から金曜（祝日・年末年始、甲の事務局の休業日を除く）の9:30～17:00とする。

(2) 利用決定通知

甲より利用申請・許可証をメールにて返送するものとする。乙は利用当日に許可証を本施設に持参するものとする。

(3) 利用時間

利用時間は、原則として月曜から金曜（祝日・年末年始を除く）9:30～17:00までとする。

(予約の取消し)

第4条 予約を取消す場合は、速やかに甲の事務局に電話連絡の上、甲のホームページより予約の取消し手続きを行うものとする。無断キャンセル及び当日のキャンセルの場合は、利用料金を支払わなければならない。

(利用方法)

第5条 本施設を利用する際には、甲が別に定める「熊本市薬剤師会無菌調剤室内規」及び「無菌調剤室利用マニュアル」に従い作業しなければならない。

(契約料及び利用料)

第6条 本施設の利用料金及び契約料は、甲が別に定める「契約料金表」及び「利用料金表」のとおりであり、本施設利用後に甲が確認し、後日請求するものとする。

(原状回復)

第7条 乙は、本施設利用終了後は清掃し、甲の職員立ち合いのもと利用前の状態まで原状回復しなければならない。

清掃については、「無菌調剤室利用マニュアル」に従い行わなければならない。

(免責)

第8条 乙の本施設利用中の物品の盗難・紛失・破損事故及び人身事故等については、甲は一切の責任を負わないものとする。

(改廃)

本要綱の改廃は、くまもと西部薬局と協議し、甲の理事会の承認を得て行うものとする。

(附則)

本要綱は、令和4年4月12日より適用するものとする。